

(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(土壤汚染対策法の一部改正)

第三百四十八条 施行日前に住宅(前条の規定による改正前の特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下この条において「旧履行確保法」という。)第二条第一項に規定する住宅をいう。)を新築する建設工事の請負契約が締結された場合におけるその契約に係る旧履行確保法第六条第一項に規定する弁済を受ける権利については、なお従前の例による。

2 施行日前に新築住宅(旧履行確保法第二条第一項に規定する新築住宅をいう。)の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る旧履行確保法第十四条第一項に規定する弁済を受ける権利については、なお従前の例による。

第三百四十九条 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する法律の一部改正(特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法(平成二十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。)

第十条中「三年間行わない」を「これを行えることができる時から三年間行使しない」に改める。

第十二章 環境省関係

(大気汚染防止法の一部改正)

第三百五十条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の四を次のように改める。

(消滅時効)

第二十五条の四。第二十五条第一項に規定する損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から五年間行使しないとき。

2 (大気汚染防止法の一部改正に伴う経過措置) 第三百五十二条の四を次のように改める。

第三百五十二条 前条の規定による改正前の大気汚染防止法(以下この条において「旧大気汚染防止法」という。)第二十五条第一項に規定する損害賠償の請求権の旧大気汚染防止法第二十五条の四前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していなかった場合におけるその時効の期間については、なお従前の例による。

2 旧大気汚染防止法第二十五条の四後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第三百五十二条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第一百三十八号)の一部を次のように改正する。

(消滅時効)

第二十条の三 第十九条第一項に規定する損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から五年間行使しないとき。

二 損害の発生の時から二十年を経過したとき。

(水質汚濁防止法の一部改正に伴う経過措置)

第三百五十三条 前条の規定による改正前の水質汚濁防止法(以下この条において「旧水質汚濁防止法」という。)第十九条第一項に規定する損害賠償の請求権の旧水質汚濁防止法第二十条の三前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していなかった場合におけるその時効の期間については、なお従前の例による。

2 旧水質汚濁防止法第二十条の三後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第三百五十四条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改める。

第一百六条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三百五十五条 施行日前に前条の規定による改正前の公害健康被害の補償等に関する法律(第百六条第三項に規定する時効の期間におけるその事由の効力については、なお従前の例による。)

第三百五十六条 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 当該指示措置等を講じ、かつ、その行為をした者を知つた時から三年間行使しないとき。

(土壤汚染対策法の一部改正に伴う経過措置)

二 当該指示措置等を講じた時から二十年を経過したとき。

第三百五十七条 前条の規定による改正前の土壤汚染対策法第八条第二項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過している場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正)

第三百五十八条 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第八十一条)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第四百二十四条」を「第三編第一章第二節第三款第一目」に改める。

第十三章 防衛省関係

(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正)

第三百五十九条 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百五十五号)の一部を次のように改める。

第十六条の見出しを「(審査請求による時効の完成猶予及び更新)」に改め、同条中「中断」を「完結猶予及び更新」に改める。

第二十二条中「三年間行なわない」を「これを行えることができる時から三年間行使しない」に改める。

(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三百六十条 施行日前に前条の規定による改正前の連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律第十六条に規定する時効の中止の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第二十二条中「三年間行なわない」を「これを行えることができる時から三年間行使しない」に改める。

(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三百六十二条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三百六十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の二、第一百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍晋三
総務大臣 山本早苗
法務大臣 金田勝年
財務大臣 麻生太郎
文部科学大臣 松野博一
厚生労働大臣 塩崎恭久
農林水産大臣 山本有二
経済産業大臣 臨時代理
國務大臣 石井啓一
国土交通大臣 早苗朋美
環境大臣 稲田朋美
防衛大臣 稲田朋美